

令和7年3月5日

議案第9号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（その1）

議案第9号は、八頭町水口の岸田 司（きしだ つかさ）さんの推薦につき議会の意見を求めるものであります。

岸田さんは、長年にわたり、本町の職員として勤務され、令和元年度から退職に至るまで、地籍調査課長兼船岡住民課長を務められました。

これまでの豊富な知識や経験を生かし、地域の人権活動に取り組んでいただけの方であり、人望も厚く適任者と考えますので、人権擁護委員に推薦いたそうとするものです。

議案第10号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（その2）

議案第10号は、八頭町隼福の竹内 ゆづる（たけうち ゆづる）さんの推薦につき議会の意見を求めるものであります。

竹内さんは、長年にわたり、本町の児童厚生員や生活相談員として勤務され、令和3年度には郡家人権啓発センター所長、令和4年度からは船岡人権啓発センター所長として勤務していただいております。

日頃から人権教育・啓発の実践をもとに、人権課題の解決に向けて取り組んでおられます。人権意識が高く人望も厚い方であり、適任者と考えますので、人権擁護委員に推薦いたそうとするものです。

議案第11号

第3次八頭町総合計画（基本構想）の策定について

現在、第2次八頭町総合計画は、平成27年度の策定から10年を迎え、人口減少が進展する中、地方創生事業を大きな柱に様々な事業を展開し、持続可能な八頭町の実現に向けて取り組んできたところです。その間、新型コロナウイルスの影響による社会の変革や急速なデジタル化は新しい生活様式と社会に対する新たな価値観を生み、私たちを取り巻く地域・経済環境は大きく変化しました。

この度、こうした時代の潮流と町勢の変化を踏まえ、町民の皆様方が豊かで安心して暮らすことができるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、八頭町の10年先を見据えた新たな第3次八頭町総合計画（基本構想）

を策定しようとするものです。

議案第12号

八頭町辺地に係る総合整備計画の変更について

八頭町には8つの辺地地区がありますが、現在、各地区の要望を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの5年間にわたる総合整備計画を策定し、各地区の活性化や福祉の向上に努めています。

この度、町道明辺線の崩落による災害復旧、大江地区福祉施設の除雪機の整備が必要となり、これらの事業を追加し、計画を変更しようとするものです。

議案第13号

町有財産（土地）の処分について

この度、すくも塚自治会会長より、土地の無償での普通財産譲渡申請書が提出されました。

今回、譲渡しようとする土地は、八頭町久能寺字谷田（たにだ）892番6及び久能寺字スクモ塚896番44で、地目はいずれも宅地で、面積は、182.84平方メートルです。

この土地は旧郡家町名義となっておりますが、平成11年からすくも塚自治会が管理し、使用しています。

これまでの管理実態に合わせ、すくも塚自治会に無償で譲渡をしようとするものです。

議案第14号

八頭町監査委員条例の一部改正について

地方自治法の一部が改正され、議員のうちから監査委員を選任する義務が緩和されました。

この度、監査委員と議会の監視機能の役割分担を明確にし、監査委員の独立性及び専門性をより担保するため、議員のうちから監査委員を選任しないこととするものです。

議案第15号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の公布により、懲役及び禁錮を廃止し、新たに拘禁刑を創設するなどの改正が行われ、令和7年6月1日から施行されます。

この度、法律の改正に伴い、本町条例に規定する懲役及び禁錮を拘禁刑に改めるなど、所要の改正を行う必要があるため、関係条例の整理に関する条例を制定しようとするものです。

議案第16号

八頭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布され、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすくする勤務の環境整備として、超過勤務の免除の対象となる子の範囲が、「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大されました。

この法律が令和7年4月1日に施行されることから、本町の条例も所要の改正を行うものです。

議案第17号

八頭町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

技能労務職について、一般行政職と同様に、暫定再任用職員に対して住居手当を新たに支給するなど、所要の改正を行おうとするものです。

議案第18号

八頭町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

現在、出張時の宿泊費、日当などは定額で支給される仕組みとなっておりますが、近年のインバウンド需要の増加や物価上昇などの経済社会情勢に柔軟に対応するため、国においては、交通費や宿泊費を定額支給から実費弁償とするなど、新たな改正旅費法が令和7年4月1日から施行されることとなりました。

本町におきましても、国の改正に準じ、従来の定額支給から実費弁償とするなど、所要の改正を行うものです。

議案第 19号

八頭町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第 14号で提案いたしました条例改正に伴い、議会選出監査委員の報酬に関する規定を削除し、議案第 30号で提案いたします八頭町廃棄物減量等推進審議会の報酬等を定めるため、所要の改正を行うものです。

なお、旅費関係につきましては、議案第 18号と同様の内容でございます。

議案第 20号

八頭町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第 21号

八頭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第 22号

八頭町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

以上、議案第 20号から議案第 22号までの3議案につきましては、先程、提案いたしました、議案第 18号と同様の内容です。

議案第 23号

八頭町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について

長期継続契約については、地方自治法第 234条の3及び同法施行令第 167条の17に基づき可能となる契約が規定されているところです。

総務省より令和2年の通知で、ソフトウェアライセンスに係る情報処理システム等の長期継続契約についての考え方が示され、また、令和6年にはクラウドサービスの利用契約についても、同通知の考え方に当てはめ、可能である旨の見解が示されたところです。

この度、クラウドサービスの利用を長期継続契約に加え、本町におきます条例上の規定を明確にするため、所要の改正を行うものです。

議案第 24号

八頭町国民健康保険税条例の一部改正について

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、令和7年2月7日に公布され、基礎課税額の課税限度額が、66万円に（現行65万円）、後期高齢者支援金部分の課税限度額が、26万円に（現行24万円）引き上げられました。

また、減額の対象となる世帯所得の基準額が改正され、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき金額が30万5千円に（現行29万5千円）、同様に2割軽減世帯では、判定金額が56万円に（現行54万5千円）引き上げられ、低所得世帯への保険税軽減措置が拡充されました。

これらの改正に対応するため、本条例の所要の改正を行うものです。

議案第25号

八頭町税等の振替納付に関する条例の廃止について

本条例は、個人住民税の給与特別徴収（給与天引きによる納付分）の納入金の払い込み方法や納入書の様式等について規定しているものです。

これらの規定については、地方税法施行規則、八頭町税条例においても同様の規定があり、当該条例で改めて規定をする必要がなくなっています。

この度、重複した規定となっている、本条例について廃止をするものです。

議案第26号

八頭町固定資産税の納期の特例に関する条例の廃止について

平成28年度までは、八頭町税条例に規定する固定資産税の第1期納期を、「4月1日から同月30日まで」とし、3年ごとに実施する評価替えの賦課年度において、縦覧期間（4月1日から最初の納期限日まで）を確保するため、当該条例により第1期納期を「5月1日から同月31日まで」としていました。

平成29年度以降は、税条例の第1期納期の規定を「5月1日から同月31日まで」と改正したことから、本条例については適用がなくなっています。

この度、適用がなくなった、本条例について廃止するものです。

議案第27号

八頭町部落差別撤廃及び人権擁護に関する条例の一部改正について

人権が尊重される明るい地域社会づくりに向けて、インターネット等によるものも含め、あらゆる差別及び差別を助長する行為の禁止と、防止に係る必要な指導及び助言ができるようにしようとするものです。また、国・県・関係団体等との連携・協力を深めることで人権教育・啓発の一層の推進を図り、町民の人権意識の醸成と高揚を促進しようとするものです。

議案第28号

八頭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

本条例は、「子ども・子育て支援法」第34条及び第46条の規定に基づき、内閣府令で定める基準をもとに、八頭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めているものであります。

この度、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、地域型保育事業の連携施設に関する経過措置の延長等、所要の改正を行うものであります。

議案第29号

八頭町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部改正について

本条例は、「児童福祉法」第34条の16の規定に基づき、内閣府令で定める基準をもとに、八頭町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定めているものであります。

この度、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、家庭的保育事業等における連携施設に関する経過措置の延長等、所要の改正を行うものであります。

議案第30号

八頭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7第1項の規定に基づき、一般廃棄物の減量化や再資源化等に関する事項について、審議等を行う「八頭町廃棄物減量等推進審議会」を設置するため、所要の改正を行うものです。

議案第31号

八頭町民間企業の宅地造成事業に伴う補助金交付条例の一部改正について

これまで民間活力による宅地造成に伴いまして、定住と転入実績がありますし、また、今後も民間企業の宅地造成事業が見込まれています。

この度、補助金交付の期限を令和11年3月まで延長し、合わせて、補助金の割合を1/3から1/2に拡充することで、民間企業支援による一層の定住促進を図ろうとするものです。

議案第32号

八頭町簡易水道事業給水条例の一部改正について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等が施行されたことに伴う条例改正です。

この度、水道整備・管理行政関係が改正され所管事務が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたことに伴い、本条例の一部改正を行おうとするものです。

議案第33号

八頭町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等が令和7年4月1日に施行されます。

この度、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されたことに伴い、本条例の一部改正を行おうとするものです。

議案第34号

令和6年度八頭町一般会計補正予算（第10号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、4億9,051万2千円を増額しようとするものです。

歳入の主なものをご説明いたします。

地方消費税交付金は、配分決定により、2,230万円余を増額し、地方交付税は、普通交付税の再算定により、1億2,900万円余を追加しております。

国庫支出金は、事業費の確定により、社会資本整備総合交付金、2,070万円余、道路メンテナンス事業補助金、2,440万円余を減額しました。

県支出金は、農業競争力強化基盤整備事業費県補助金、6,320万円余、多面的機能支払交付金推進事業県補助金、1,010万円余、農地農業用施設災害復旧費県補助金、1,930万円余の減額です。

寄付金では、ふるさと納税の増加により一般寄付金、3億5,700万円余を追加し、繰入金は、財政調整基金繰入金、1億円、ふるさと活性化基金繰入金、4,360万円、諸収入は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金、1,720万円余を減額しました。

町債は、公共施設等除却事業債、2億8,370万円、公共施設改修事業債、3,900万円、学校給食設備整備事業債、5,380万円、保健センター整備事業債、1億8,030万円を追加し、

農地耕作条件改善事業債、1,810万円、町営住宅施設整備事業債、1,560万円、消防施設整備事業債、3,670万円、小学校施設整備事業債、1億1,070万円を減額しました。

次に歳出であります。

総務費は、旧丹比小学校除却経費等の計上に伴い、財産管理費、3億3,480万円余、ふるさと納税の増額に伴い、ふるさと納税推進事業、1,170万円、ふるさと活性化基金費、3億7,550万円余、減債基金費、3,650万円余を追加しました。

民生費は、国民健康保険特別会計繰出金、1,020万円余、低所得者支援・定額減税補足給付金事業、3,210万円余、集落支援事業、1,050万円余、保育所運営費、2,000万円余を減額しております。

衛生費では、船岡保健センター改修経費計上に伴い保健センター運営費、1億9,010万円余を追加し、予防接種事業、1,360万円余の減額です。

農林水産業費は、地籍調査事業費、3,010万円余、森林環境整備事業、1,540万円余を追加し、農業農村整備事業、7,230万円余、多面的機能支払交付金事業、1,350万円余を減額しました。

商工費では、商工振興総務費、1,050万円余、土木費では、除雪機械購入費、1,290万円余、橋梁メンテナンス事業、3,460万円、公営住宅建設事業、2,800万円、消防費では、東部広域負担金、3,630万円余の減額です。

教育費は、小学校管理運営費、1億3,550万円余を追加し、小学校改修事業費、2億5,760万円余を減額し、予備費で調整をしております。

また、予算書（6ページ）に繰越明許費の内訳を記載しておりますが、総務管理費など16事業につきまして、令和6年度内に完成することができませんので、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰越しようとするものです。

議案第35号

令和6年度八頭町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

今回の補正額は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1,909万3千円を減額しようとするものです。

歳入では、国民健康保険税、888万円余、繰入金、1,024万円余、歳出では、保険給付費、100万円、保健事業費、900万円の減額です。

議案第36号

令和6年度八頭町介護保険特別会計補正予算（第4号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、7,139万5千円を減額しようとするものです。

歳入では、介護給付費等の減額に伴う国・県支出金等、3,961万円余、一般会計繰入金と介護給付費準備基金繰入金を合わせて、3,191万円余、歳出では、総務費、444万円余、保険給付費、4,600万円、地域支援事業費、611万円余の減額です。

議案第37号

令和6年度八頭町宅地造成特別会計補正予算（第1号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、20万2千円を追加しようとするものです。

歳入では、宅地造成基金利子、2千円、繰越金、20万2千円、歳出では、積立金、9千円を増額しています。

議案第38号

令和6年度八頭町墓地事業特別会計補正予算（第1号）

今回の補正額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、65万2千円を追加しようとするものです。

歳入では、使用料及び手数料61万5千円、財産収入、1千円、歳出では、一般管理費の積立金、9千円を増額し、予備費で調整しております。

議案第39号

令和6年度八頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

今回の補正は、既定の歳出歳入予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1,011万7千円を追加しようとするものです。

歳入では、後期高齢者医療保険料、1,230万円余を増額し、一般会計からの繰入金、280万円余の減額です。

歳出では、総務管理費、29万円余を減額し、広域連合負担金、980万円余を増額しております。

議案第40号

令和6年度八頭町簡易水道事業会計補正予算（第5号）

今回の補正は、事業費確定見込による経費の補正であります。

収益的収入では、給水加入金、145万円余を増額し、収益的支出では、令和6年度固定資産除却費、277万円を追加しています。

資本的収入では、企業債、工事負担金等、988万円余、資本的支出では建設改良費など、1,267万円を減額しています。

収支不足分につきましては、当年度損益勘定留保資金及び引継現金により補てんしております。

議案第41号

令和6年度八頭町下水道等事業会計補正予算（第4号）

今回の補正は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の事業費確定見込による経費の補正であります。

公共下水道事業の収益的収入では、国庫補助金、89万円、収益的支出では、工事請負費等を減額し、令和6年度の固定資産除却費を追加して、合計、218万円余の減額です。

資本的収入では、企業債の減額、国庫補助金等の増額により、合計、1,958万円余を減額し、資本的支出では、処理場建設改良委託料、2,049万円余の減額です。

農業集落排水事業の収益的収入では、国庫・県補助金を43万円余、収益的支出では、汚泥抜取料等を減額し、令和6年度の固定資産除却費を追加して、合計、762万円余を減額しております。

資本的収入では、企業債の減額、受益者負担金の増額により、合計、64万円を減額し、資本的支出では、処理場建設改良費、115万円余の減額です。

収支不足分につきましては、引継現金により補てんしております。

議案第42号

令和7年度八頭町一般会計予算

令和7年度八頭町一般会計予算は、117億8,800万円を計上いたしました。前年度と比較し、率で1.1%の増となりました。

地方債につきましては、(6ページ)第2表になりますが、限度額合計は、6億8,470万円、起債の借り入れ方法等は、記載のとおりです。

歳入についてご説明いたします。

(予算書では、9ページから)

主なものを申し上げます。

町税は、13億1,600万円余で、町民税、5億7,900万円余、固定資産税、5億7,000万円余を見込み、地方譲与税の森林環境譲与税は、5,200万円余を計上いたしました。

地方消費税交付金は、3億8,600万円余、地方交付税は、54億8,100万円余で、普通交付税、51億4,400万円余、特別交付税、3億3,700万円余を見込みました。

分担金及び負担金は、2,500万円余で、主なものは、農業農村整備事業分担金、保育料の児童福祉費負担金等であります。

使用料及び手数料は、6,400万円余で、町営住宅使用料、ごみ処理手数料などであります。

国庫支出金は、12億2,100万円余の計上です。自立支援事業費、生活保護費、児童手当等の国庫負担金、7億6,400万円余、また、国庫補助金として、物価高騰対応重点支援地方創生交付金、社会資本整備総合交付金、4億5,300万円余です。

県支出金は、11億6,300万円余で、地域子ども・子育て県支援交付金、農業競争力強化基盤整備事業、鳥取県公立学校情報機器整備事業費補助金を計上しました。

繰入金は、8億5,600万円余を基金から繰り入れ、諸収入は、2億6,800万円余、町債は、情報通信基盤整備事業債、町営住宅施設整備事業債など、6億8,400万円余を見込んでおります。

次に歳出をご説明いたします。

(予算書では、33ページ)

議会費は、1億500万円余で、前年度と比較して、800万円余の減額となっております。

総務費は、17億8,200万円余で、前年度と比較しまして、6,400万円余の増額となりました。

民生費は、39億1,600万円余で、前年度と比較しまして、2億9,500万円余の増額で、主因は、医療費・福祉費・扶助費の増加によるものです。特別会計の繰出金は、国民健康保険特別会計、1億7,300万円余、介護保険特別会計、3億4,300万円余を繰り出す予定としております。

また、自立支援制度事業費、5億1,400万円、後期高齢者医療総務費、2億4,200万円余、児童手当給付事業、3億300万円余、保育所運営費、3億6,200万円余、生活保護扶助費は、1億6,900万円余を見込んでおります。

衛生費は、6億8,700万円余で、前年度と比較しまして、800万円余の減額となりました。

予防接種事業は、9,300万円余、また、ごみ処理費、2億3,600万円余、各種検診等の長寿健康増進事業費、5,100万円余を計上しました。

農林水産業費は、14億1,700万円余であります。前年度と比較しまして、1,300万円余の増額となりました。

農業関係では、農業農村整備事業、1億8,300万円余、多面的機能支払交付金事業、8,800万円余、地籍調査事業費、4,900万円余を見込んでおります。

また、下水道等事業会計への繰出金、4億1,900万円余、林業関係では、野生鳥獣被害防止事業費、5,700万円余、森林環境譲与税を活用した、森林環境整備事業は、3,000万円余を計上しました。

商工費は、1億3,500万円余であります。前年度と比較しまして、1,600万円余の増額となりました。

キャッシュレス決済システム導入に係る経費を含みます、商工業振興費、6,500万円余、観光費、5,900万円余の計上です。

土木費は、8億4,200万円余であります。前年度と比較しまして、1億8,500万円余の増額となりました。主因は、災害復旧事業の実施により、保留としておりました通常事業を平年並みに計上したためです。

主な事業として、道路橋梁維持費では、橋梁メンテナンス事業、除雪対策費等で、1億8,100万円余、道路新設改良費は、2億3,500万円余を計上しております。下水道等事業会計への繰出金は、2億4,900万円余を計上しました。

消防費は、3億7,600万円余で、前年度と比較しまして、7,400万円余の減額となりました。主な要因は、防災無線改修事業の完了等であります。

主な事業は、消防団運営費、2,600万円余、東部広域負担金、2億7,600万円余などです。

教育費は、10億3,100万円余で、前年度と比較しまして、4億6,000万円余の減額となりました。主因は、郡家東小学校改修事業の完了によるものです。

主な事業費として、小学校費、2億5,200万円余、中学校費、1億1,800万円余を計上し、いずれも、管理運営費、教育振興費等であります。

また、社会教育費は、2億4,200万円余です。

保健体育費、2億2,000万円余で、体育施設費では、通常の施設管理をはじめ、学校給食の運営費等を計上しております。

最後に公債費です。14億4,100万円余を計上しました。内訳は、元金、13億6,400万円余、利子、7,700万円余であります。

議案第43号

令和7年度八頭町国民健康保険特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、19億円といたしております。

歳入では、国民健康保険税を後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせまして、2億4,600万円余を計上し、歳入に占める割合は、13.0%となっております。

他に主なものでは、県支出金、14億4,900万円余、繰入金は、保険税軽減事業繰入金等と一般会計繰入金を合わせまして、1億7,300万円余です。

歳出では、保険給付費を前年より、2,300万円余多い、14億2,700万円余見込み、歳出に占める割合は、75.2%であります。

他には、鳥取県に支払う国民健康保険事業費納付金、3億6,600万円余、保健事業費では、特定健診の費用等、4,700万円余の計上です。

議案第44号

令和7年度八頭町介護保険特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、23億2,300万円といたしております。

歳入では、第1号被保険者の介護保険料、4億1,700万円余、介護給付費等国庫支出金、5億4,300万円、第2号被保険者納付分の支払基金交付金、5億9,700万円余、介護給付費等県支出金、3億1,800万円余、繰入金は、一般会計繰入金と基金繰入金を合わせて、4億300万円余です。

歳出は、総務費で、4,700万円余、保険給付費は、施設サービス利用者、在宅サービス利用者等の介護保険サービス等諸費、21億5,200万円余、介護予防事業等の地域支援事業費、8,200万円余、重層的支援体制整備事業に係る一般会計への繰出金1,200万円余の計上であります。

議案第45号

令和7年度八頭町宅地造成特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、20万円といたしております。

歳入では、宅地造成基金からの繰入金、17万円余、歳出は、公債費で、町債の元利償還金、17万円余です。

議案第46号

令和7年度八頭町墓地事業特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、100万円といたしております。

歳入では、使用料、28万円、繰越金、71万円余、歳出では、一般管理費、30万円余の計上であります。

議案第47号

令和7年度八頭町後期高齢者医療特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、2億9,410万円といたしております。

歳入では、後期高齢者医療保険料、2億1,600万円余、一般会計からの繰入金は、保険基盤安定及び事務費の繰入金を合わせ、7,600万円余を見込みました。

歳出では、総務費、430万円余、広域連合負担金は、保険料と保険基盤安定負担金を合わせ、2億8,800万円余を計上しております。

議案第48号

令和7年度八頭町上私都財産区特別会計予算

議案第49号

令和7年度八頭町市場、覚王寺財産区特別会計予算

議案第50号

令和7年度八頭町上津黒、下津黒財産区特別会計予算

議案第51号

令和7年度八頭町篠波財産区特別会計予算

議案第52号

令和7年度八頭町大江財産区特別会計予算

財産区特別会計の5議案の予算につきましては、それぞれの管理会から提出されましたものを精査し、提案いたしております。

議案第53号

令和7年度八頭町簡易水道事業会計予算

令和7年度予算は、収益的収入、3億4,572万5千円、収益的支出、3億3,862万円5千円、資本的収入、5,588万7千円、資本的支出、1億3,078万2千円といたしております。

主な収入は、収益的収入の使用料等営業収益、2億800万円余、資本的収入の企業債、1,000万円、県道工事に伴う補償金、800万円余、及び一般会計からの負担金、4,200万円であります。

主な支出は、収益的支出の減価償却費を除いた維持管理費等営業費用で、1億2,400万円余、資本的支出の建設改良費、1,800万円余、企業債元利償還金、1億1,900万円余であります。

議案第54号

令和7年度八頭町下水道等事業会計予算

令和7年度予算は、公共下水道事業の収益的収入、3億8,437万1千円、収益的支出、3億8,744万3千円、資本的収入、3億6,001万3千円、資本的支出、3億6,062万8千円です。

農業集落排水事業の収益的収入、5億3,180万円、収益的支出、5億3,462万円、資本的収入、2億7,539万9千円、資本的支出は、2億7,593万7千円としております。

主な収入は、収益的収入の公共・農集使用料等営業収益、2億5,100万円余、資本的収入の企業債、7,800万円、国庫補助金、7,100万円余、及び一般会計からの負担金等合わせて、6億6,900万円であります。

主な支出は、収益的支出の減価償却費を除いた維持管理費等営業費用で、3億8,800万円余、資本的支出の丹比中央処理区統廃合工事を含む建設改良費、1億4,700万円余、企業債元利償還金、5億2,600万円余であります。